

## 第5回森林づくり条例検討委員会会議録

- |         |  |
|---------|--|
| (1) 日 時 | 平成23年4月20日(水) 15時30分～17時30分  |
| (2) 場 所 | 対馬市役所別館大会議室  |
| (3) 出席者 | 小嶋会長、佐藤委員、原嶋委員、大石委員、山口委員、松尾委員、梅野委員<br>水崎委員、小宮委員、棧原委員、永留委員、小松委員、比田勝委員<br>長郷委員、松原委員(15名) |
| (4) 欠席者 | 西山委員、細井委員、小島委員、上原委員(4名)  |
| (5) 事務局 | 農林振興課【増田課長、舍利倉係長、八島係長、西川係長】  |

### 【会 議 次 第】

- (1) 開会
- (2) 前回会議内容の確認
- (3) 小中学生アンケート調査(案)について
- (4) 条例たたき台にかかる説明及び意見交換(第10条～最終条まで)
- (5) その他

### 【検討会内容】

#### (1) 開会

会長挨拶により開会。

事務局より、資料確認及び欠席委員の報告。

#### (2) 前回会議内容の確認

第4回検討会の会議内容及びホームページ等による公表状況、内容について説明。条例たたき台(前文から第9条までの大まかな修正事項の説明)

#### (3) 小中学生アンケート調査(案)について

事務局案の説明

#### 《アンケートに係る主な意見》

- 字句的に、小学4年生には難しい。
- 調査項目についてももっと検討すべき。
- 小学生と中学生はアンケート調査自体を変える必要有り

以上のような意見もあるなか、小学生アンケートについては、〇委員が小学生にわかりやすい文面のものを作成し、事務局と協議していただくこととした。

また、中学生向けアンケートについては、事務局にて再度検討し、各委員の意見をお聞きした後、進めることで了承。

(4) 条例たたき台（前回修正分）説明及び意見交換

第10条から最終条まで、1条ずつ読み上げ、各委員からの意見等により内容、字句等の修正を行った。

《各条項における委員意見及び修正事項等》

| 条項   | 意見及び修正内容   |
|------|--|
| 第10条 | 第1項で及びという語句が続いているので、及びと並びにとという表現に修正。<br>“市は、林業及び木材産業の健全な発展並びに林業の新たな産業化を図るため次の各号に掲げる施策を実施する。”   |
|      | 第2号、“原木しいたけ産業の再生”を“原木しいたけ産業の再生と振興”に修正。   |
|      | 第3号の二酸化炭素排出権取引によるという表現は第3条で吸収量という表現となっている。現在、排出権取引制度は日本で確立されていないので先駆的ではあるが統一する必要があるとの意見あり。<br>事務局にて検討し次回会議の際、再度検討することとした。<br>現時点の案としては、“森林の二酸化炭素吸収機能を活用した”という表現。 |
|      | 第2項、“市は前号に”を“市は前項に”に修正。  |
|      | 追加号として有害鳥獣の有効活用（皮革製品）についても明記する。  |
| 第11条 | 第1項の“大陸系の多様な生態系”という表現は前文同様の語句に修正。修正案：“大陸と日本のつながりを示す多様な生態系”   |
|      | 条例用語として、第1項及び第2項の“団体と広く連携する。”を“団体と広く連携を図るものとする。”に修正。<br>【第3項と第4項は入れ替え】   |
|      | 第3項、“ガイドラインを別に定める。”を“別に定めるものとする。”に修正。  |
|      | 第4項のゾーニングのなかで、保全エリア、河川環境の保全など、もっとイメージができ、わかりやすい表現にする必要があるとのこと。（事務局にて次回までに修正案を提示）   |
| 第12条 | 第10条の林業、木材産業の健全な発展で8号にわたり明記しており、有害鳥獣対策も同条の中での意見もあったが、第10条は森林の活用分野のことであるため、島の重要課題である有害鳥獣対策については、本条のとおり別とすることです承。  |

| 条項                          | 意見及び修正内容  |
|-----------------------------|---|
| 第13条                        | もっと学校教育に関連する表現に修正との意見有り。<br>“教育機関などと連携しながら”などの表現に修正予定。  |
|                             | 学習の場の提供という文言も検討。<br>第2項を追加し、前項を推進するため、学習の場を提供する。等の文言を盛り込むことも検討。<br>※次回までに事務局にて検討する。                               |
| 10条～<br>13条ま<br>でのその<br>他事項 | 人的、財政的措置も含めという表現は、10条、12条などに多く出てくるので、市の責務等（第4条）の中で表現することも含め次回までに事務局が検討する。   |
| 第14条                        | 事業者を森林事業者に修正。   |
| 第15条                        | “森林づくり実施計画”と第1項中、“森林づくり基本計画”の統一。  |
|                             | 第3項の別に定める有識者、森林事業者、関係機関、市民などによるを削除。   |
| 第16条                        | “施策の進捗などに”を“施策の進捗状況などに”に修正。   |
| 第17条                        | 第3項の第3号、“木材産業など従事者”を“木材産業などの従事者”に修正。  |
|                             | ※本条については、条例が生きるために重要な委員会であるので、毎年開催の有無についての質疑あり。事務局としては、計画づくりの年は年間相当回数の会を開催する意向であること、また、策定後も年2回程度の会議開催を考えていることを回答。 |
| 第21条                        | 人工物という表現について、具体的に蜂洞と明記するか、工作物とするか等の意見有り。次回、具体的に明記したうえで再度見てもらい議論することです承。   |

本日、たたき台の検討が終了しましたので、次回、再度修正分全体を協議することです承。

また、外国資本売買に対する規制等について、本条例に入れるべきであることから次回事務局案にて検討する。入れる条項としては、第7条森林所有者の責務の中で検討する。

#### (5) その他

- ・今後スケジュール及び取り組み事項などについて説明。

以上により閉会

※次回（第6回検討会）は、6月3日（金）14時から開催